

新座市開発行為等の基準及び手続に関する 条例が一部改正されます【令和 7 年 4 月 1 日から】

建築基準法の一部改正（いわゆる「4号特例」の縮小）に伴い、建築基準法の規定を引用する本条例の一部を改正する条例が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正により、条例で規定する「建築行為」の適用除外の範囲が縮小されることとなります。

・条例の改正箇所

改正前	改正後
（定義） 第 2 条 [略] 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 建築行為 敷地面積（複数の建築物を建築する事業を行う場合にあっては、当該事業を行う区域の全体の面積）が500平方メートル以上の建築物の建築をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア・イ [略] ウ 建築基準法第6条第1項第4号の建築物の建築 エ～カ [略] (3)～(5) [略]	（定義） 第 2 条 [略] 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 建築行為 敷地面積（複数の建築物を建築する事業を行う場合にあっては、当該事業を行う区域の全体の面積）が500平方メートル以上の建築物の建築をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア・イ [略] ウ 建築基準法第6条第1項第3号の建築物の建築 エ～カ [略] (3)～(5) [略]

・建築基準法の改正概要



（出典：国土交通省ホームページ）

※ 条例改正に伴い、いわゆる「4号特例」に該当する建築物の建築を行う事業について、事業計画及び申請時期によっては、手続に変更がある場合がありますので、事前に都市計画課の窓口まで図面等をご持参の上、ご相談ください。

お問い合わせ

新座市 まちづくり未来部
都市計画課 開発指導係
☎048-477-3989(直通)

